

審査基準及び標準処理期間

		(1)整理番号	流一法申一15
(2)設定日	平成22年3月5日	(3)最新改正日	平成31年4月19日
(4)法令名	特定農産加工業経営改善臨時措置法（平成元年法律第65号）		
(5)根拠条項	第4条第1項		
(6)許認可等の種類	経営改善措置に関する計画の変更の承認		
(7)許認可等の権限を持っている者 （権限が委任されている場合はその委任先）	知事		
(8)法令の定め	<p>(計画の変更等)</p> <p>第四条 前条第一項又は第二項の承認を受けた者(以下「承認特定農産加工業者等」という。)は、当該承認に係る計画を変更しようとするときは、都道府県知事の承認を受けなければならない。</p> <p>2 都道府県知事は、承認特定農産加工業者等が承認に係る計画(前項の規定による変更の承認があったときは、その変更後のもの。以下「承認計画」という。)に従って経営改善措置又は事業提携を行っていないと認めるときは、その承認を取り消すことができる。</p> <p>3 前条第五項の規定は、第一項の承認について準用する。</p> <p>〈参考〉</p> <p>第三条（略）</p> <p>2から4（略）</p> <p>5 都道府県知事は、第一項又は第二項の承認の申請があった場合において、その計画が、次の各号に適合するものであると認めるときは、その承認をするものとする。</p> <p>一 当該計画に係る特定農産加工業者が農産加工品等の輸入に係る事情の著しい変化に対応して新たな経済的環境に円滑に適應するために有効かつ適切なものであって、農林水産省令で定める基準に適合するものであること。</p> <p>二 地域の農業の健全な発展に資するものであること。</p> <p>三 その他政令で定める基準に適合するものであること。※</p> <p>※特定農産加工業経営改善臨時措置法施行令（平成元年政令第208号）</p> <p>(計画の承認の基準)</p> <p>第四条 法第三条第五項第三号(法第四条第三項において準用する場合を含む。)の政令で定める基準は、次のとおりとする。</p> <p>一 法第三条第一項の計画にあっては、同条第三項第三号に掲げる事項が経営改善措置を確実に遂行するため適切なものであり、かつ、同項第四号に掲げる事項が適切なものであること。</p> <p>二 法第三条第二項の計画にあっては、同条第四項第三号に掲げる事項が事業提携を確実に遂行するため適切なものであり、かつ、同項第四号に掲げる事項が適切なものであること。</p>		
(9)審査基準	<p>計画の変更後の経営改善措置の実施期間は、既に実施期間を含めておおむね5年以内であること。</p> <p>なお、同一年度内における実施時期の変更、資金総額の若干の変更等承認を受けた経営改善計画の趣旨を変えないような軽微な変更については、変更の承認を要しない。</p>		
(10)標準処理期間	10日	（うち、経由機関：	協議機関：）
(11)関連する行政指導	有（指導指針の整理番号：）— 無		
(12)申請先	環境農林水産部流通対策室ブランド戦略推進グループ		
(13)問い合わせ先	環境農林水産部流通対策室ブランド戦略推進グループ（電話：06-6210-9605）		
(14)備考	<p>特定農産加工資金の窓口は日本政策金融公庫となっております。</p> <p>詳しくは、以下の日本政策金融公庫ホームページをご覧ください。</p> <p>https://www.jfc.go.jp/n/finance/search/a_11.html</p>		